

一般社団法人総合政策フォーラム ディスカッション・ペーパー投稿規程

2019年9月24日制定

一般社団法人総合政策フォーラム（以下当フォーラム）は、当フォーラムのメンバーの研究成果を未定稿として公表し、メンバー間の議論を促進するとともに広く研究交流を深化することを目的に、ディスカッション・ペーパー（以下 DP）を公開する。その投稿規程を、以下の通り定める。

【1. 投稿できる者】

第1条 DPを投稿できる者は以下の通りとする。

- (1) フォーラムのメンバー。
- (2) その他、理事全員と顧問若干名からなる編集委員会が認めた者。

【2. 投稿手続き】

第2条 DPの投稿を希望する者は、DP原稿の提出と共に別紙の「ディスカッション・ペーパー投稿申請書」に必要事項を記入の上、事務局まで提出しなければならない。

2 投稿申請及び DP は随時受け付ける。ただし、公開日は原則編集委員会による外部公開可の判断がなされた後、最も早い発刊日とする。

3 投稿する DP の執筆要項は別に定める。

【3. DP の公開方法】

第3条 提出された DP は、原則として、その全文と要旨を当フォーラムの公式ホームページ (<https://apsf.or.jp>) にて、次項の手順に基づき、季刊掲載にて公開する。

2 外部公開までの手順は原則以下の通りとする。

(1) 提出された DP は、編集委員会による確認作業を経て、フォーラム・メンバーのみの内部公開を行うか否かを判断する。その確認作業の工程において、編集委員会が投稿者に DP の修正を求めることがある。修正された DP の内部公開の可否については編集委員会が判断する。

(2) 前号を経た DP は、フォーラム・メンバーに最長 2 ヶ月の間内部公開され、コメント等

を受ける。内部公開期間終了後、投稿者はコメント等を踏まえ原則 2 ヶ月以内に外部公開用の DP を作成し事務局まで提出する。

(3) 前号を経た DP は、編集委員会による確認作業を経て、公式ホームページにて外部公開を行うか否かを判断する。その確認作業の工程において、編集委員会が投稿者に DP の修正を求めることがある。修正された DP の外部公開の可否については編集委員会が判断する。

3 掲載が決定した DP の著作権は、投稿者に帰属する。

4 当フォーラムの公式ホームページに掲載した DP、もしくはその DP に酷似する研究成果が学会誌等に確定稿として掲載される場合、投稿者が編集委員会に申し出ることにより、当該 DP の当フォーラムの公式ホームページでの掲載を取りやめることができる。なお、当フォーラムの公式ホームページへの掲載が学会誌等の規定する二重投稿やデータの断片化（いわゆるサラミ方式）に当たるか否かは、各学会等の判断に拠る。また、その確認等は投稿者が責任をもって行うこととする。

5 前項により、掲載を取りやめた DP について、当フォーラムの公式ホームページには、DP 通し番号と掲載を取りやめた事由を掲載する。

【4. 二重投稿の禁止】

第 4 条 投稿原稿は、未発表かつ他の雑誌等に投稿していないものに限る。

2 二重投稿が発覚した場合は、編集委員会は、ただちに、公開を取りやめることができる。

3 前項により、公開が取りやめられた DP について、投稿者に疑義が生じた場合は、その旨を編集委員会に申し出ることができる。

【5. 雑則】

第 5 条 本規程の改廃は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が行うものとする。また、この規程の運用について必要があるときは、代表理事が細則を定める。